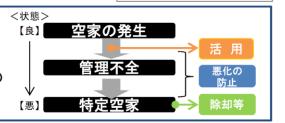
●空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

令和5年6月14日公布 公布の日から6か月以内に施行

背景•必要性

- ○居住目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。 (1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸
- ○<u>除却等のさらなる促進</u>に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の 有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。



法案の概要

○所有者の責務強化

・(現行の「適切な管理の努力義務」に加え、)**国、自治体の施策に協力する努力義務**

1. 活用拡大

①空家等活用促進区域 (例)中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等

- 市区町村が区域や活用指針等を定め、用途変更や建替え等を促進
 - ⇒安全確保等を前提に接道に係る前面道路の幅員規制を合理化
 - ⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の用途規制等を合理化
- ・市区町村長から所有者に対し、指針に合った活用を要請
- ②財産管理人による所有者不在の空家の処分(詳細は3. ③後掲)

③支援法人制度

- 市区町村長がNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定
- 所有者等への普及啓発、市区町村※から情報提供を受け所有者との相談対応 ※事前に所有者同意
- 市区町村長に財産管理制度の利用を提案

2. 管理の確保

①特定空家※化を未然に防止する管理 ※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家

- ・ 放置すれば特定空家になるおそれのある空家(管理不全空家)に対し、 管理指針に即した措置を、市区町村長から<mark>指導・勧告</mark>
- 勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額) を解除



窓が割れた 管理不全空家

②所有者把握の円滑化

市区町村から電力会社等に情報提供を要請

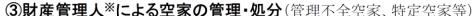
3. 特定空家の除却等

①状態の把握

市区町村長に報告徴収権(勧告等を円滑化)

②代執行の円滑化

- ・ 命令等の事前手続を経るいとまがない緊急時の代執行制度を創設
- ・ 所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用は、確定判決なしで徴収



市区町村長に選任請求を認め、相続放棄された空家等に対応 ※所有者に代わり財産を管理・処分。(注)民法上は利害関係人のみ請求可



緊急代執行を要する 崩落しかけた屋根

【目標:効果】

- ①空家等活用促進区域の指定数: 施行後5年間で100区域
- ②空家等管理活用支援法人の指定数:施行後5年間で120法人
- ③市区町村の取組により管理や除却等された管理不全空家及び特定空家数:施行後5年間で15万物件

命令·代執行

2.①特定空家※化を未然に防止する管理 ※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家 <管理不全空家のイメージ> <状態> ○国が「空家の**管理指針**」を告示 良 空家発生 (定期的な換気、通水、庭木伐採等) ○放置すれば特定空家となるおそれのある空家 窓が割れた管理不全空影 (管理不全空家)に対し、市区町村が指導·勧告 そのままでは 管理不全空家··指導·勧告 特定空家化 ○**勧告**された空家は住居利用が難しく、敷地に係る 固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)は解除 周囲に悪影響 特定空家···指導·勧告·





空き家に関する財産管理制度等の概要

- 所有者が不在・不明等一定の条件を満たす場合に、利害関係人等の請求により裁判所が選任した管理人に、財産、土地・建物の管理、処分等を行わせる制度が民法に定められている。
- 不在者財産管理制度、相続財産清算制度(R5.4.1施行)、所有者不明建物管理制度(R5.4.1施行)、管理不全土地管理制度・管理不全建物管理制度(R5.4.1施行)等がある。

制度名	根 拠	概 要	対象となる財産
不在者財産管理制度	民法第25条	所有者が従来の住所又は居所を去り、容易に戻る 見込みがない場合、利害関係人等の申立てにより、 家庭裁判所は不在者財産管理人を選任。不在者財 産管理人は不在者が所有する財産の管理や処分等 を行うことができる。	不在者の全財産
相続財産清算制度	民法第952条	相続人のあることが明らかでない場合、利害関係人等の申立てにより、家庭裁判所は相続財産清算人を選任。相続財産清算人は、相続財産の清算を行うことができる。	相続財産全部
所有者不明建物管理制度	民法第264条の8	所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない場合、利害関係人の申立てにより、地方裁判所は所有者不明建物管理人を選任。所有者不明建物管理人はその建物に特化した管理や処分等を行うことができる。	① 所有者不明建物 ② 所有者不明建物にある動産 (建物所有者が所有するもの) ③ ①及び②の処分等により得た財産 ④ 建物の敷地利用権(借地権等)
管理不全土地管理制度 管理不全建物管理制度	民法第264条の9 民法第264条の14	所有者による管理が適切でなく、他人の権利が侵害されるおそれがある場合、利害関係人の申立てにより、地方裁判所は管理不全土地(建物)管理人を選任。管理不全土地(建物)管理人は、その土地(建物)に特化した管理や処分等を行うことができる。〈規定されるケース〉・ひび割れ・破損が生じている擁壁を土地所有者が放置し、隣地への倒壊のおそれがあるケース・ゴミが不法投棄された土地を所有者が放置し、悪臭や害虫発生による健康被害が生じているケース	① 管理不全土地(建物) ② 管理不全土地(建物)にある動産 (土地(建物)所有者が所有するもの) ③ ①及び②の処分等により得た財産 ④ (建物の場合)建物の敷地利用権 (借地権等)